

## 報復処分撤回裁判に行こう 23日 13時10分 527号法廷

### 組合員のみなさん

斉藤書記長にかけられた不当な「酒気帯び」デッチ上げと減給処分取り消しを求めた裁判が23日、東京地方裁判所で開かれます。2011年6月14日に東京地裁に提訴してから1年7ヵ月です。その間の口頭弁論は、8回に及び、昨年10月3日に結審していました。23日は、いよいよ勝利判決を迎えることとなります。

斉藤書記長は、提訴の理由を「管理者の恣意で社員管理がされています。この社内風土を、私の裁判を通して変えていきたい」と訴えました。

「酒気上げ」をデッチ上げた管理者は今、職場にいません。会社としてこのまま職場においておくことができなかつたのでしょうか。しかし、何と無責任な対応でしょう。不当でないというのなら、職場の残すべきでしょう

しかし、小川助役（当時）や脇科長（当時）など関係した管理者全員を東二運から追い出すことができたのは、私たちが裁判と職場で、管理者の異常を具体的に明らかにしてきたからです。

2011年2月3日の「酒気帯び」デッチ上げは言うに及ばず、その直後の2月16日には異例の速さで、しかも処分通知書の発令様式さえ整っていない処分通知を行いました。裁判では小川と脇が、しどろもどろとなる、そして矛盾する証言をしました。これは全てが、デッチ上げで不当だということ、デッチ上げた管理者自身が証明したということです。

### 組合員のみなさん 国労・ユニオン組合員のみなさん

組合員の皆さんには、これまでの取り組みご苦労さまでした。そして、これまでご支援いただきました、国労と東海ユニオンの組合員の皆さんにも、改めて感謝申し上げます。

勝利判決を確信して、東京地裁に行きましょう。ご支援いただきました、他労組の皆さんも是非、東京地裁に足を運んでください。